社会福祉法人　日の出善隣館　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人 日の出善隣館（以下「当法人」という）定款第８条および 第２１条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）並びに評議員選任解任委員の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（１）　常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。

（２）　非常勤役員等については、会議出席等に応じて支給する。

２　常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第３条　常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬については、別表第１に定める額

（２）　退職手当については、別表第２に定める算式により算出される額

（３）　通勤手当については、職員給与規程の規定に準ずる額

（４）　常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）　報酬については、別表第３に定める額

（２）　非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

ただし、県内であっても日当を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第５条　当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第４の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（１）報酬については、毎月２１日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。
（２）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後３か月以内に支給する。
２　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）
第７条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する
４　本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）
第８条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
（１）５０ 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
（２）５０ 銭以上１円未満の端数についは、これを１円に切り上げる。

（公表）
第９条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）
第１０条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）
第１１条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則
この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
附則
令和８年６月２３日　一部改訂

別表１（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額　１７０，０００円
理事	月額　１００，０００円

別表２（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※　上記在任年数は１か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、１か月未満は１か月に切り上げる。

別表３（非常勤役員等の報酬）

（１）　評議員

用務内容	日　額
評議員会への出席	５，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	３，０００円

（２）　理事

用務内容	日　額
理事会等会議への出席	５，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	３，０００円

（３）　監事

用務内容	日　額
監事監査、理事会、評議員会等への出席	５，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	３，０００円

（４）　評議員選任・解任委員

用務内容	日　額
理事会等会議への出席	５，０００円

別表４　（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。